

戸籍法の見直しに関する要綱案についての検討事項（２）（案）

第１ 戸籍の謄抄本等の交付請求

7 追加資料の提示等

試案第１・１（５）のとおりでよいか。

（注）パブコメの結果、本提案に賛成する意見が多数を占めたため、本提案どおりとすることでよいと思われる。なお、資格者による職務上請求について例外的な取扱いをすべきとする意見もあったが、資格者による職務上請求の要件を踏まえた運用上の問題と考えられる。

8 交付すべき証明書

A案 試案第１・３のとおりとする。

B案 特段の提案を行わない。

（注１）パブコメの結果、本提案に賛成する意見が比較的多数であったが、市町村長による判断の難しさ、トラブルの発生等を懸念して提案に反対する意見も相当数あり、賛成意見においても、市町村長による判断の難しさの問題を指摘する意見があった。A案をとった場合には、明らかに戸籍の抄本（個人事項）で足りる場合を類型化して示すことが不可欠と考えられるが、全ての場合を網羅的に示すことは困難である。

（注２）このような規定を置くと、明らかに戸籍の抄本（個人事項）で足りる場合には、そのような場合に限り、かつ、その限度でのみ交付請求権が発生していることとなり、そのような場合であるのに謄本の請求に対して漫然と謄本の交付をした場合には、戸籍に記載されている者よりプライバシー侵害を理由として国家賠償を請求される可能性があり、他方、謄本の請求に対して、そのような場合と認められないのに抄本（個人事項）のみを交付した場合には、それによって交付請求者に損害が発生した場合には同様の国家賠償の問題が生ずるほか、交付請求者よりそのような市町村長の処分について不服申立て及び行政訴訟の提起もあり得

ることとなる（後記第4・3を参照）。

（注3）B案をとった場合でも、戸籍の抄本（個人事項）で目的を達すると思われる場合に市町村の窓口で戸籍の抄本（個人事項）の請求にとどめるよう交付請求者に指導する扱い（強制力なし）を正当化する通達等の発出は可能と考えられる。また、戸籍の謄抄本等の提出を求めている国及び地方公共団体の機関、民間企業等につき、戸籍の抄本（個人事項又は一部事項）で足りる場合には、その限度で提出を求める扱いとすることが望ましく、これらの団体に対し、そのような扱いとすべきこと及びあらかじめどのような事項が記載された戸籍の抄本を取得、提出すればよいかを提出者に分かるようにすることについて啓蒙を行うものとし、そのような啓蒙を行う方が現実的であるとも考えられる（例えば、旅券事務所にに対し、パスポートの申請のため戸籍の謄本又は抄本が必要とされているが、戸籍の謄本が必要となる場合と戸籍の抄本で足りる場合とが分かるようにするとともに、戸籍の抄本で足りる場合にはどのような事項が記載された戸籍の抄本を取得、提出すればよいかを申請者に分かるようにすることについて啓蒙を行う。）。

9 交付請求書の開示

試案第1・4はA案を採用することでよいか。

（注1）パブコメの結果でも完全に意見が分かれていることからすると、戸籍の謄抄本等の交付請求書についてのみ情報公開及び個人情報保護に関する法制の例外規律を設けることは現時点では時期尚早であり、見送ることが相当であると考えられる。

（注2）パブコメの結果によれば、戸籍の謄抄本等の交付請求がされたことを戸籍に記載されている者に通知するという本人通知制度を設けるべきであるとの意見も出されたが、交付請求書の開示についてB案を採用しないこととするならば、B案を前提とし、更にその発展的な制度である本人通知制度を設けることはできず、また、事務処理上の問題を考えても非現実的であると考えられる。

第2 除かれた戸籍の謄抄本等の交付請求

試案第2のとおりでよいか。

(注) パブコメの結果、提案に反対する意見はなかったため、本提案どおりとすることによりと考えられる。

第3 届出人の本人確認等

1 届出人の本人確認を行う場合

試案第3・1のとおりでよいか。

(注) パブコメの結果、大多数の意見が本提案を支持するものであったため、本提案どおりとすることによりと考えられる。

2 届出人の本人確認ができなかった場合の措置

試案第3・2はA案を採用することによりよいか。

(注1) パブコメの結果、A案を支持する意見が比較的多数であったこと、また、B案には、ほとんどの届出は真正な届出であるにもかかわらず、そのような真正な届出についてまで一律に受理が留保され、届出によって効力が生ずる身分関係についての法的安定性が害される等の深刻な問題があり、B案を支持する意見の中でもこの点を克服する説得的な理由付けは見られなかったことを考慮すると、A案を採用することが適当であると考えられる。

(注2) 郵送の方法等による届出がされた場合において、届書に届出人の実印が押印され、印鑑証明書が添付されているときの扱いについて、なお通知すべきとの意見は少数であったため、通知は要さないとする(本人確認ができたものと扱う。)のが適当であると考えられる。

3 届出の不受理制度

試案第3・3のとおりでよいか。

(注) パブコメの結果、A案を支持する意見が多数を占めたため、本提案どおりとすることによりと考えられる。

第4 その他

1 学術研究のための戸籍及び除かれた戸籍の利用

試案第4・1のとおりでよいか。

(注) パブコメの結果、本提案に反対する意見は見られなかったため、本提案どおりとすることでよいと考えられる。本提案による運用については、現在の通達に基づく法務局長等による事前承認手続を維持すべきであるとの意見が出されているところであり、この事前承認手続は全国一律の取扱いを実現することができるし、戸籍若しくは除かれた戸籍に記載されている者又はその親族の権利利益を不当に侵害するものであるかどうかについても時間的余裕をもって判断することができることから、この事前承認手続を維持することが適当であると考えられる。

2 制裁の強化

試案第4・2のとおりでよいか。

(注) パブコメの結果、制裁の強化自体については大多数の意見が本提案を支持したため、本提案どおりとすることでよいと考えられるが、強化の程度についてどのように考えるべきか。刑罰化をも視野に入れて検討することとしてよいか。

3 不服申立手続

戸籍の謄抄本等の交付請求に関する市町村長の処分の適否を争う手続につき、他の類似の制度との平仄等に配慮し、所要の措置を講ずるものとする。

(注) 現行戸籍法の下では、「戸籍事件について、市町村長の処分を不当とする者は、家庭裁判所に不服の申立てをすることができる」(戸籍法第118条)、「(この)不服の申立ては、家事審判法の適用に関しては、これを同法第9条第1項甲類に掲げる事項とみなす」(同法第119条)、「戸籍事件については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない」(同法第119条の2)とされているが、戸籍の謄抄本等の交付請求に関する市町村長の処分の適否を争う手続につい

ては、行政処分に対する一般的な不服申立手続である行政不服審査法に基づく不服申立て及び行政訴訟による扱いに変更するのが適当であると考えられる。

戸籍法第119条等が設けられた昭和22年当時においては、戸籍事件に関する市町村長の処分に対する救済手続については、事件の種類を問わず「一括して」戸籍事件に関与することが多い家庭裁判所への不服申立手続によるとするのが立法施策上適当であったと思われるが、家庭裁判所の発足後60年近く経過し、事件の種類によってはそのような必要性及び合理性は低下し、また、今回の戸籍の公開制度の見直しによって、戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができる場合を制限する結果、戸籍の謄抄本等の交付請求に対する市町村長の処分の適否が争われるケースが増えることも予想されることも併せ考えると、この機会に戸籍事件に関する市町村長の処分の種類ごとにその不服申立手続について検討するのが適当であると思われる。

この点、戸籍は、国民の親族的身分関係を登録・公証するためのものであるところ、戸籍法第118条所定の戸籍事件に関する市町村長の処分は、①戸籍の親族的身分関係の「登録」の側面に関する処分と、②戸籍の親族的身分関係の「公証」の側面に関する処分とに大別することができる。前者については、戸籍の記載に影響が及ぶ処分であるということができる。そして、家庭裁判所の審判事項の中には、戸籍の記載に影響が及ぶものが多く存在している（子の氏の変更（民法第791条第1項）、未成年者との養子縁組（同法第798条）、特別養子の縁組及び離縁（同法第817条の2、第817条の10）、親権又は管理権の喪失の宣言（同法第834条、第835条）、氏名の変更（戸籍法第107条、第107条の2）、就籍（同法第110条）、戸籍訂正（同法第113条、第114条）等）ことからすると、戸籍の親族的身分関係の「登録」の側面である戸籍の記載については、実体法上の身分関係の変更が伴うもの（養子縁組、親権喪失等）はもとより、身分関係の変更が伴わないもの（氏名の変更等）であっても、「家庭に関する事件」（裁判所法第31条の3第1項）を扱う家庭裁判所は、その専門的知見に照らして、その制度的な強い関与が予定されているといえる。そうすると、同じく戸籍の記載に影響が及ぶ届出等に関する市町村長の処分については、引き続き家庭裁判所が不服申立手続を所管することが適当であると考えられる。他方、戸籍の親族的身分関係の「公証」の側面である戸籍の謄抄本等の交付請求

に対する市町村長の処分については、①今回の戸籍の公開制度の見直しによって、国又は地方公共団体の事務を行う機関等や弁護士等の一定の国家資格を有する者による戸籍の謄抄本等の交付請求に関する市町村長の処分が争われるケースが増えることも予想されること、②このような争いに関する判断については、家庭裁判所の専門的知見が特に必要とは思われないこと、③近年、個人情報の開示（不服申立手続を含む。）に関する法制度が整備されてきているところ、戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができる要件やその手続については、個人情報の開示に関する他の法制とは別に国民の親族的身分関係の登録・公証という戸籍制度の目的から特に規定を設ける必要性が高いが、これに対し、戸籍の謄抄本等の交付請求に関する市町村長の処分の適否を争う手続については、個人情報の開示に関する他の不服申立手続とは別の扱いとすることが特に必要であるとは言えず、特に、住民票及び戸籍の附票並びに外国人登録原票の写しの交付請求に関する市町村長の処分の適否については行政処分に対する一般的な不服申立手続である行政不服審査法に基づく不服申立て、更には行政訴訟によって争うことができるとされていることとの平仄を考慮すると、戸籍の謄抄本等の交付請求に関する市町村長の処分についても、同様の扱いに変更するのが立法政策上適当であると考えられる。